

第3節 金融安定理事会（FSB）

I 沿革

1997年に発生したアジア通貨危機の際、一国における金融危機が容易に各国に伝播（contagion）した経験を踏まえ、1999年2月のG7における合意に基づき、金融監督の国際的な協調体制を強化する観点から金融安定化フォーラム（FSF：Financial Stability Forum）が設立された。

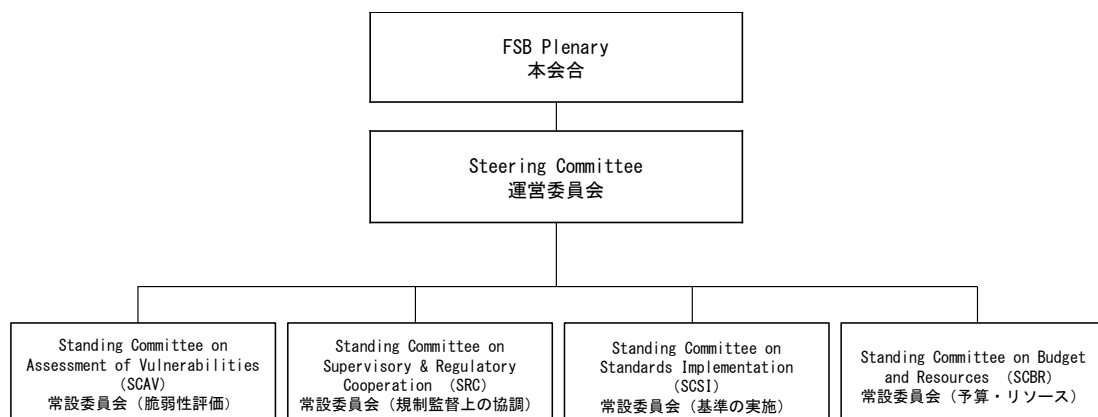
その後、リーマン・ショックを契機に、メンバーをG20の財務省・中央銀行・監督当局や国際機関などに拡大し、FSFを改組する形で2009年に金融安定理事会（FSB：Financial Stability Board）が設立された。

FSBの主な任務は、各基準設定主体における作業を調整し、金融システムの安定に係る国際的な課題について議論することである。

II 組織

全てのメンバーによる意思決定会合である本会合（Plenary）の下に、作業全体の方向性等を決定する運営委員会（SC：Steering Committee）と複数の常設委員会（Standing Committee）が設置されている。

金融安定理事会（FSB）の組織



III 主な議論

1. 気候変動

2019年10月より、脆弱性評価に係る常設委員会（SCAV：Standing Committee on Assessment of Vulnerabilities）の下で、気候変動リスクの金融安定への含意に関する分析や分析手法の検討、気候変動関連データの利用可能性及びデータギャップに関する検討を進めている。また、2021年2月より、規制監督上の協調に係る常設委員会（SRC：Standing Committee on Supervisory and Regulatory Cooperation）の下で、気候関連情報開示及び気候関連リスクに係る規制・監督に

関する作業を開始した。

2021 年 7 月には、こうした FSB の取組や、各基準設定主体・IFRS 財団等における気候関連金融リスクに関する今後複数年の取組及びその行程を、①情報開示、②データ、③脆弱性分析、④規制監督上のアプローチ、の 4 つの分野について整理した「気候関連金融リスクに対処するための FSB ロードマップ」を公表、同月の G20 財務大臣・中央銀行総裁会議に提出した。

ロードマップに基づく具体的な取組として、2021 年から毎年公表をしている「気候関連開示に関する FSB 進捗報告書」を 2024 年 11 月に公表した。本報告書では、FSB メンバー法域の大多数の法域が、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）による IFRS サステナビリティ開示基準や、気候関連財務タスクフォース（TCFD）提言に準拠した規制、ガイドライン、または戦略ロードマップを策定していると報告している。

また、2023 年 9 月に、SRC の下に設置された、金融安定のための金融機関及び非金融機関の移行計画及びその立案に関する概念整理を行うためのワーキンググループ（TPWG：Transition Plan Working Group、議長：池田賢志チーフ・サステナブルファイナンス・オフィサー（当時））が、2025 年 1 月に「金融安定のための移行計画の関連性」を公表した。

2. 金融技術革新

FSB は、暗号資産関連の活動・市場及びグローバル・ステーブルコインに関して、2023 年 7 月に「暗号資産関連の活動・市場に関する規制・監督・監視のためのハイレベル勧告」及び「グローバル・ステーブルコインの規制・監督・監視のためのハイレベル勧告」を公表。

IMF と FSB は、暗号資産関連の活動・市場がもたらすマクロ経済・金融安定上のリスクに当局が対処するための包括的なガイダンスとして、2023 年 9 月、「IMF-FSB 統合文書：暗号資産に関する政策」を公表。2024 年 10 月には、当該政策の一部である「G20 ロードマップ」に盛り込まれた作業の実施進捗に関する報告書及びトークナイゼーションの金融安定上のインプリケーションに関する報告書を公表。

また、FSB は、金融セクターにおける AI 活用が急速に進展している状況を受け、2024 年 11 月 AI の金融安定上のインプリケーションに関する報告書を公表。

3. ノンバンク金融仲介（NBFIs）

FSB は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とする 2020 年 3 月の様々な市場における大規模な流動性ストレスについて、2020 年 11 月に「2020 年 3 月の市場の混乱についての包括的レビュー」を公表。当該報告書に記載された今後の作業計画に基づき、FSB は、NBFIs に係る様々な分野について分析や規制監督上のアプローチ等を検討してきた。

FSB は、NBFIs に係る取組の進捗状況を整理し、2023 年 9 月に「ノンバンク金融

仲介（NBFI）の強靱性向上：進捗報告書」を公表するとともに、同月の G20 サミットに提出した（以降も毎年進捗報告書を公表）。

さらに、証拠金慣行の見直しに係る政策検討については、FSB は、2024 年 12 月に最終報告書「証拠金及び担保請求に対する流動性の備え」を公表した。

4. クロスボーダー送金の改善

FSB は、クロスボーダー送金の 4 つの課題（コスト、スピード、透明性、アクセス）に対処するための具体的な目標について議論を行い、2023 年 2 月には、新たなロードマップとして、今後優先的に取り組むべき具体的なアクションとタイムラインを示した「クロスボーダー送金の改善に向けた G20 ロードマップ：G20 目標達成のための優先アクション」を公表し、同月の G20 財務大臣・中央銀行総裁会議に提出した。

加えて、FSB は、2024 年 10 月に 1 年間の進捗状況をまとめた「クロスボーダー送金の改善に向けた G20 ロードマップ：2024 年統合進捗報告書」（4 回目）を公表し、同月の G20 財務大臣・中央銀行総裁会議に提出した。

なお、FSB は、2024 年 12 月に、様々なデータフレームワークとクロスボーダー送金の摩擦・軋轢の解消を意図した「クロスボーダー送金に係るデータフレームワークの整合性と相互運用性促進に向けた勧告」、及び、銀行・ノンバンクの規制・監督の整合性改善を意図した「クロスボーダー送金サービスを提供する銀行・ノンバンクの規制・監督に係る勧告」を公表した。

5. サイバー・オペレーショナルレジリエンス

FSB は、金融機関及び監督当局のサイバー事象への対応の強化を目的として、2023 年 4 月に「サイバーインシデント報告の更なる収斂に向けた提案：最終報告書」及び関連文書を公表し、同月の G20 財務大臣・中央銀行総裁会議に提出した。この報告書を受けて、2025 年 4 月にインシデント報告の標準化を通じて、報告の効率性・一貫性・国際的な相互運用性の向上を目的とするインシデント報告交換フォーマット（FIRE）が公表された。

また、FSB は、デジタルイノベーションの一側面としての金融機関による外部委託の利用の高まりに着目している。2021 年 6 月に公表した「アウトソーシング・サードパーティに関する規制・監督上の論点」で識別された論点を踏まえ、「サードパーティ・リスクマネジメントとオーバーサイトの向上—金融機関と金融当局のためのツールキット」と題する市中協議文書を 2023 年 6 月に公表し、同年 12 月に最終化した報告書を公表した。

6. 金融機関の実効的な破綻処理

FSB では、傘下の破綻処理運営グループ（ReSG：Resolution Steering Group）を中心に、2011 年 11 月に策定された「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」（Key Attributes）に沿った秩序ある破綻処理制度の整備や、整備された制度に基づく円滑な破綻処理の実施について議論が行われている。銀行セク

ターについては、破綻処理の実効性向上のための検討作業が進められている。加えて、国際的な破綻処理枠組みについて、2023 年に発生した欧米における銀行セクターの混乱を踏まえて FSB が同年 10 月に公表した破綻処理に関する暫定的な教訓に関する報告書で特定された教訓をさらに深掘りする作業を継続している。また、金融市場インフラ分野については、2024 年 4 月、システム上重要な中央清算機関（CCP）における破綻処理のための財源・ツールを整理し、その採用に向けた枠組みに関する最終報告書を公表した。